

7 障がいのある子ども

① 各種障害者手帳・各種手当について

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、申請に基づいて交付されます。

- 対象：身体障害者福祉法に定める障がいに該当する方
- 手続き：指定医師の診断書・意見書、本人の顔写真が必要
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

- 手続き：申請、判定を希望される方は、直接下記までお問合せ下さい。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証する手帳を交付することにより、様々な支援を受けやすくし、社会復帰および自立と社会参加を進めることを目的としています。

- 対象者：精神疾患をお持ちで、精神障がいのために長期的にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
- 手続き：申請書、医師の診断書または、障害年金証書等の写し、本人の顔写真が必要です。申請を希望される方は、直接下記までお問合せ下さい。
- 更新：2年1回更新が必要です。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

障害児通所支援サービス

児童発達支援

就学前の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

放課後デイサービス

就学児に対して、放課後、夏休みの長期休暇時に、訓練とともに居場所づくりをします。

保育所等訪問支援

保育所等に訪問し、障がい児への指導とともに保育所等のスタッフへの支援をします。

居宅訪問型児童発達支援

重度心身障害児等外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

- 手続き：まずは社会福祉課障がい福祉班にご相談ください。
- 費用：原則サービス費の1割負担。世帯所得に応じて月額負担上限額が設定されます。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117
(各支所窓口班、出張所でも手続きできます)

重度心身障害児福祉手当

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1・A2・B1を所持する20歳未満の障がい児を監護する保護者（五島市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている方）に対して支給されます。

- 手当額：月額1,000円
- 支払月：3・9月
- 手続き：身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、保護者名義の通帳が必要です。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

特別支援学級、特別支援教育就学奨励費、特別支援教育支援員、長崎県立鶴南特別支援学校五島分教室（小学部・中学部）については27～29ページへ記載しています。

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいがある児童を監護している父母または養育者に支給されます。

- 対象者：20歳未満の上記障がい程度にある子どもの保護者
- ※ただし、以下の場合は手当を受けられません。

- ①児童が児童福祉施設に入所している
- ②所得制限を超えた場合
- ③児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき

- 手当額：1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 ※令和5年4月1日現在
- 支給月：4・8・11月
- 手続き：診断書や戸籍謄本、その他定められた様式等が必要です。申請を希望される方は、直接下記までお問合せください。
- 問い合わせ先：こども未来課 子育て支援班 ☎74 - 5831

① 各種障害者手帳・各種手当について（続き）

障害児福祉手当

著しく重度で永続する身体障がい・知的障がい・精神障がいがあるために日常生活において常時特別介護が必要な20歳未満の方に支給されます。（手帳を持っていない方も対象となります。）

●対象：20歳未満の上記障がい程度にある子ども

※ただし、以下の場合は手当を受けられません。

- ①子どもが肢体不自由児施設等の施設に入所しているとき
- ②障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③所得制限を超えた場合

●手当額：月額 15,220 円 ※令和 5 年 4 月 1 日現在

●支払月：2・5・8・11 月

●手続き：診断書や戸籍謄本、その他定められた様式等が必要です。申請を希望される方は、直接下記までお問合せください。

●問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

② 医療費・交通費の助成等について

福祉医療費支給制度

医療機関を受診の際、自己負担しなければならない費用（一部負担金）について、その一部または全部を助成します。（※所得制限有）

※健康保険等により支給される高額療養費および附加給付金がある場合、その額を控除した額が助成の対象となります。

※健康保険が適用されない予防接種、文書料金、入院の際の食事代や部屋代などは助成の対象となりません。

●対象者：身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A1～B1
：精神保健福祉手帳 1 級

●支給額：

・身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神保健福祉手帳の場合
…医療機関ごとに支払った額から 1 日につき 800 円以内（月 1,600 円以内）を差し引いた額
（精神保健福祉手帳は通院のみ）

◎院外薬局…全額助成

・身体障害者手帳 3 級及び療育手帳 B1 の場合
…上記金額の 1/2 の額

◎院外薬局…半額助成

●支給方法 償還払い：申請書に領収書を添付して社会福祉課、各支所窓口班、または各出張所の窓口に提出してください。後日、登録された口座へ振り込まれます。

●手続き：

①手帳取得後、または転入届出等の後すぐに登録申請をしてください。障害者手帳・健康保険証・印鑑・本人名義の通帳・マイナンバーカードが必要です。（登録申請が遅くなった場合、原則遡っての登録ができないため、届出前に医療機関で受診されていても、その分の支給申請ができなくなります。）

②保険証の変更や住所、氏名変更等があった場合は届出が必要です。

③医療費の支給の申請をするには、社会福祉課窓口へ備え付けてある福祉医療費支給申請書に必要事項を記入のうえ、領収書を添付して窓口に提出してください。（申請書は一人につき 1 枚必要です）

●問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

車いすの貸し出し

車いすでの移動が必要な場合、無料で車いす貸出を行います。

●必要なもの：印鑑

●貸出期間：1 か月更新で最大 3 か月まで

●問い合わせ先：社会福祉協議会 ☎74 - 5511

自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に、負担を軽減する制度です。※原則 1 割負担で月額負担上限があります。

●対象：精神疾患を理由として、通院医療を継続的に必要とする方

●問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

② 医療費・交通費の助成等について（続き）

障害者交通費助成券

タクシー、定期旅客船、バス（乗合タクシー、巡回バスを含む）どの交通機関でも利用できる交通費助成券を障害区分、等級に応じて、最大 27,000 円を限度に交付します。

●対象：①身体障害者手帳所持者

- ・心臓、腎臓、呼吸器機能障害の1級、下肢、体幹、移動機能障害の1級、2級、3級のいずれかの方で、車椅子または電動車椅子を常用している方または移動に全面的に介助が必要な方
- ・視覚障害1級の方

②療育手帳所持者

③精神障害者保健福祉手帳所持者

④福江島を除く、離島地区に在住する障害者手帳所持者

●手続きに必要なもの：障害者手帳、印鑑、申請書（視覚障害者を除く①の対象者は車椅子または電動車椅子を常用していることを証する書類または移動に全面的に介助を必要とすることを証する医師意見書）

●問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

長崎県パーキングパーミット制度

身体障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内の利用証（パーキングパーミット）を提示することで利用できる制度です。

●対象：妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）、車椅子・杖使用者、けが人、高齢者（要介護1以上）、特定疾患医療受給者、知的障がい者（重度の方）、身体障がい者

●手続き：母子健康手帳、身障者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、診断書等を持参し、利用証の交付申請をしてください。

●問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117



九州商船旅客運賃の割引

長崎五島航路及び佐世保上五島航路の本土～島間を利用する旅客に限り旅客運賃（「高速船」便にあっては運賃）が6割引となります。

●対象者：「特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券（就学前児童の場合はその介護者も）」「自立支援医療受給者証（育成医療）（就学前児童の場合はその介護者も）」「特定疾患登録者証」の交付を受けている方

●手続き：乗船券購入の際、上記受給者証等の提示をするとともに、乗船券発売所等に備えてある「島民限定割引申込書」を提示する。

●問い合わせ先：九州商船(株)経営管理部 ☎095 - 822 - 9156

③ 地域生活支援事業・補装具・住宅改造などの手続きについて

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

軽度または中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

●対象：身体障害者手帳の交付対象でない、両耳の聴力レベルがそれぞれ 30dB 以上の 18 歳未満の難聴児。

●条件：所得制限があります。

●費用：1 台あたりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の 3 分の 2 を限度に助成します。

●問い合わせ先：国保健康政策課 総務班 ☎88 - 9166

補装具費の支給

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補い、その代わりとなるもので、身体に装着し日常生活や、就学就労に用いる装具のことです。具体的には下記のようなものがあります。給付を受ける要件がありますので、下記までご相談ください。

●種類：盲人安全杖・義眼・補聴器・義手（足）・車いす・座位保持装置など

●費用：費用の原則 1 割を利用者が負担し、市が残りを負担します。

●問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法におけるサービスを、障害福祉サービスといいます。「介護給付」と「訓練等給付」の2つがあり、その中でも様々なサービスに分かれています。利用したいサービスを選んで、市に相談、利用の申請をします。審査・判定の後支給決定を受けて利用者がサービス提供事業所・施設と直接契約を結び、サービスを受けることになります。

- 手続き：まずは社会福祉課障がい福祉班にご相談ください。
- 費用：原則サービスの1割負担。世帯所得に応じて月額負担上限額が設定されます。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117
(各支所窓口班、出張所でも手続きできます)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

- 種類：特殊寝台・特殊マット・車いすなど
 - 対象：在宅の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童
 - 条件：五島市の市民であって、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法の対象とならない方
 - 費用：それぞれの用具に応じた基準額を超える額と負担基準額に応じた額が自己負担となります。
 - 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117
- ※実施の有無及び内容が変更になる可能性があります。

障害者運転免許取得費助成事業

自動車運転免許を取得する際の費用を一部助成します。

- 対象者：60歳未満で身体障害者手帳（1級から4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 対象経費：自動車教習所の入所料、教材費、教習料、検定料等
- 助成金額：対象経費の3分の2（10万円を限度）
- 手続き：教習所等に入校する前に市役所での事前申請が必要です。
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

障害者用自動車改造費助成事業

身体障害手帳の交付を受けている者またはその障がい者と生計を同一にする者が所有している自動車を改造（購入）することによって、社会参加が増進される場合にその改造（購入）に直接必要な経費の一部を助成します。

- 対象者：1・2級の上肢、下肢、体幹または脳原性移動機能の障害がある方
- 対象経費：自動車教習所の入所料、教材費、教習料、検定料等
- 助成金額：対象経費の3分の2（10万円を限度）
- 必要書類等：申請書、身体障害者手帳の写し、運転免許証の写し、印鑑、見積書、改造前の車の写真、車検証の写し
- 問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班 ☎72 - 6117

五島市地域生活支援事業

利用者の状況に応じて柔軟に対応する地域生活支援サービスを行っています。

〈利用者負担を必要としない支援〉

支援の種類	内 容
相談支援	障がい者またはその保護者等からの様々な相談に応じ、問題解決するために必要な情報の提供、助言、指導を行います。
意思疎通支援	聴覚障がい者等のために手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介し、聴覚障がい者等が社会生活を行う上での便利を図ります。
地域活動支援センター	障がい者に対し創作的な活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進することにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

〈利用者負担を必要とする支援〉

支援の種類	内 容
日常生活用具給付	重度障がい者等に日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。(原則として1回の用務が1日以内で終わるもの。交通費を伴う場合は移動支援者分を含め別途必要)
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を支援します。

- 手続き・問い合わせ先：社会福祉課 障がい福祉班
☎72 - 6117
(各支所窓口班、各出張所でも手続きできます)

「早期就学相談（0～4歳児の保護者対象）」は43ページへ記載しています。